

## 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の作成に向けた

### 個別論点の更なる検討（２）

（前注） 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）において定義されている用語は、特段の言及がない限り、本部会資料においても、同一の意義で用いている。

#### 第１ 役員等賠償責任保険契約

##### １ 役員等賠償責任保険契約に関する規律の適用範囲

試案第２部第１の３ アに該当する保険契約のうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものとして法務省令で定めるものについては、下記２及び３のように、役員等賠償責任保険契約に関する規律の一部を適用しないものとするについて、どのように考えるか。

（注） 法務省令で定めるものとしては、例えば、次に掲げる保険契約が考えられる。

(ア) 被保険者に役員等のみならず株式会社を含む保険契約であって、株式会社が、その業務を行うに当たり、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって株式会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結される保険契約

(イ) 第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって役員等に生ずることのある損害（役員等が、その職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって役員等に生ずることのある損害を除く。）を填補することを目的として締結される保険契約

上記(ア)には、いわゆる通常の生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）、企業総合賠償責任保険（ＣＧＬ保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険等が含まれ、(イ)には、自動車賠償責任保険、通常の任意の自動車保険、海外旅行保険等が含まれるものと考えられる。

[ 参考 試案第２部第１の３ ]

##### ３ 役員等賠償責任保険契約

役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社を被保険者とするものをいうものとする。

ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(補足説明)

1 規律の対象となる「役員等賠償責任保険契約」の定義について

試案第2部第1の3 アの内容に該当する保険契約については、程度の差はあり得るとしても、その内容によっては、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれがあるものと考えられる。また、被保険者が取締役や執行役であるものについては、株式会社と取締役や執行役との間の利益相反性が認められ、仮に、このような規律の対象としない場合には、原則として、利益相反取引規制が適用されることとなると考えられるため、規律を設けてその対象とした上で、一定の範囲の保険契約については利益相反取引規制の適用を除外するなどの手続等を明確にし、これらの保険が適切に運用されるように必要な規律を整備することが望ましいと考えられる。

そこで、本文1においては、試案第2部第1の3 アのような定義に該当する保険契約については、規律の対象とすることを前提としている。

2 規律の適用範囲について

もっとも、役員等賠償責任保険契約に該当するものであっても、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれの程度は、その内容によって差異があるものと考えられることから、試案第2部第1の3 アに該当する保険契約のうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものについては、規律の一部を適用しないものとするのが考えられる。本文1においては、これについてどのように考えるかを論点として掲げている。

例えば、(注)の(ア)に該当するものとして想定しているような、いわゆる生産物賠償責任保険(PL保険)、企業総合賠償責任保険(CGL保険)、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険等は、役員等も被保険者となっていることが多いが、通常は、株式会社が、その業務を行うに当たり、株式会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結されるものであり、役員等は株式会社とともに被告とされることが多いことから付随的に被保険者に追加されているという関係にあるため、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは、役員等自身の責任に起因する損害を填補することを主たる目的とする保険に比べて相対的に小さいと考えられる。また、これらの保険については、販売されている保険の種類や数が膨大であることから、仮に、契約締結に係る手続や開示に関する規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されるという指摘がされている。そこで、(ア)のような保険契約については、規律の一部を適用しないこととすることが考えられる。

また、(注)の(イ)に該当するものとして想定しているような、自動車賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等は、役員等自身に生じた損害を填補することを目的とする保険ではあるものの、いわゆるD&O保険のように、例えば、取締役会による業務執行の決定のような、役員等としての職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことによって第三者に損害を生じさせ、当該第三者に対して損害賠償責任を負うことによって役員等に損害が生じ

るような場合を想定して加入する保険ではなく、通常は、自動車の運転や旅行行程中に生じた偶発的な事故など、いわゆる役員等としての職務上の義務の違反や職務の懈怠以外の行為等によって第三者に損害を生じさせ、当該第三者に対して損害賠償責任を負うことによって役員等に損害が生じるような場合を想定して加入する保険といえる。これらの保険は、そもそも役員等としての職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに起因して第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって役員等に生ずることのある損害を填補することを目的として加入するものではないため、これらの保険によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは大きくないものと考えられる。また、これらの保険については、各保険において填補の対象とされる保険事故がある程度限定されており、その内容も定型的であると考えられることから、これらの保険によって役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれは大きくないものと考えられる。さらに、これらの保険についても、販売されている保険の種類や数が膨大であることから、仮に、契約締結に係る手続や開示に関する規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されるという指摘がされている。そこで、(イ)のような保険契約についても、規律の一部を適用しないものとするのが考えられる。

以上から、本文1においては、試案第2部第1の3 アに該当する保険契約のうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものについては、規律の一部を適用しないものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げた上で、(注)において、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものの具体的内容として、(ア)及び(イ)を提案している。

## 2 手続に関する規律

試案第2部第1の3 及び のような手続に関する規律は、役員等賠償責任保険契約の定義に該当するもののうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものとして法務省令で定めるものについては適用しないものとするもので、どうか。

### (補足説明)

役員等賠償責任保険契約の定義に該当するもののうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものについては、その内容の決定を、常に株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならないものとする必要性は必ずしも大きくないと考えられる上、仮に、常に株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならないものとする、その数や種類が膨大であるため、実務上甚大な影響が想定されるという指摘もされている。

そこで、本文2においては、役員等賠償責任保険契約の定義に該当するもののうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものとして法務省令で定めるものについては、試案第2部第1の3 及び のような手続に関する規律を適用しないこととするを提案している。

なお、このように考える場合であっても、保険の内容等いかんによっては、当該保険に係る

契約の締結が重要な業務執行の決定（会社法第362条第4項等）に該当し、取締役会決議が必要とされる場合もあるものと考えられる。

### 3 開示に関する規律

以下のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

ウ 当該役員等賠償責任保険契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額

にかかわらず、役員等賠償責任保険契約の定義に該当するもののうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものとして法務省令で定めるものについては、重要な契約における上記ア及びイの事項以外の事項を事業報告の内容としないことができるものとする。

（補足説明）

役員等賠償責任保険契約の定義に該当するもののうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものについては、全ての契約について被保険者及び内容の概要等を事業報告の内容に含めなければならないとする必要性は必ずしも大きくないと考えられる上、仮に、全ての契約について被保険者及び内容の概要等を事業報告の内容に含めなければならないものとする、その数や種類が膨大であるため、実務上甚大な影響が想定されるという指摘がされている。また、このような契約については、そもそも職務の執行の適正性が損なわれるおそれが大きくないと考えられるため、重要な契約についても、被保険者及び内容の概要等を超えて、保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額について、事業報告の内容に含めることを求める必要性はそれほど大きくないと考えられる。

そこで、本文3においては、で役員等賠償責任保険契約一般に関する規律を掲げた上で、で役員等賠償責任保険契約の定義に該当するもののうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性を著しく損なうおそれのないものについては、重要な契約における被保険者及び内容の概要のみを事業報告の内容に含め、それ以外の事項については事業報告の内容としないことができるものとするについてどのように考えるかを論点として掲げている。

## 第2 社外取締役を置くことの義務付け

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であっ

て金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとするのが考えられるが、どうか。

(補足説明)

- 1 東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、平成29年7月においては96.9パーセント(市場第一部においては99.6パーセント)であったが、平成30年7月13日時点においては97.7パーセント(市場第一部においては99.7パーセント)となり、更に増加した。同日時点において、東京証券取引所の全上場会社約3600社のうち社外取締役を置いていない株式会社は82社(市場第一部においては7社)である。
- 2 本文に掲げた株式会社(以下「上場会社等」という。)について社外取締役を置かなければならないものとするのとすべきかどうかについては、当部会において、意見が分かれている。また、試案に係るパブリックコメントにおいては、経済団体及び一部の大学等から、社外取締役を置くことを義務付けるべきでないという意見が寄せられた一方で、弁護士会、機関投資家、金融商品取引所その他ガバナンス関係の団体及び一部の大学等から、社外取締役を置くことを義務付けるべきであるという意見が幅広く寄せられ、数の上ではこれを義務付けるべきであるという意見の方がやや多かった。

社外取締役を置かなければならないものとするべきでないという立場からは、大要、以下のような指摘がされている。

既にほとんどの上場会社が社外取締役を選任しているため、社外取締役を置くことを義務付けることが必要とされる状況にない。

社外取締役を置いていないことに関する評価については、投資家による議決権行使や市場における評価に委ねればよく、投資家の納得を得るために社外取締役を置くことを義務付ける必要はない。

経営判断の迅速性の観点等からあえて社外取締役を置くことが相当でないと判断している上場会社の個別の事情を考慮せずに、画一的に社外取締役を置くことを義務付けると、弊害が生じ得る上、とにかく形式的に社外取締役を選任するという対応がとられ、かえって制度が形骸化するおそれがある。

会社法において社外取締役を置くことを義務付けるべきかどうかは、それが企業価値に与える影響という観点から検討すべきである。取締役会の最適な構成は企業によって大きく違うということが分かってきており、これに反して、多様性を排する方向で社外取締役を置くことを一律に強制することは、慎重であるべきである。

近年、社外取締役の導入が急速に進展し、現状は、これが企業価値に与える影響や課題について検証する段階にある。これらについて、検証することができる環境があるにもかかわらず、それをせず、義務付けの必要性が明らかでないまま義務付けをすべきでない。他方で、社外取締役を置かなければならないものとするべきであるという立場からは、大要、以下のような指摘がされている。

現在の社外取締役の選任状況やコーポレートガバナンス・コードの規律等を踏まえると、上場会社において社外取締役を一人以上選任することは、最低限の要求として、会社法に

よって義務付ける段階にある。

社外取締役には、業務執行者から独立した客観的立場から経営全般及び利益相反を監督する機能が期待されており、その役割の重要性は増している。我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するという観点からは、上場会社において、そのような客観的立場からの監督がされないことは、もはや容認されるべきでない。

企業価値を向上させるためには、社外取締役を活用した視野の拡大や多様性の確保は必須であると言え、現状維持でよいという結論にはならないはずである。

現在の社外取締役の選任状況を前提とすると、社外取締役を置くことを義務付けることのコストよりも、上場会社においては社外取締役が必ず一人以上置かれているという分かりやすい制度とするメリットの方が大きい。

ガバナンスの実効性を向上させる前提として、上場会社が満たすべき基本的な要件として社外取締役を一人以上置くことを義務付けることが適当である。

社外取締役を置くことが義務付けられていない場合には、株主が、ガバナンスの実効性の観点から適切ではないと判断した社外取締役候補者の選任に反対したときに、株式会社が、他のより適切な候補者を擁立することが担保されないことになる。ガバナンスの実効性強化のためにも、社外取締役を置くことの義務付けは必要である。

大多数の上場会社において社外取締役が置かれており、また、現在社外取締役を置いていない上場会社の多くも、適任者がまだ見付かっていないことをその理由とし、社外取締役の有用性自体を否定していないように、社外取締役の重要性及び有用性は認められている。

実証研究等により社外取締役を少なくとも一人置くことにより企業価値が向上するという効果が示されないとしても、そのような場合において採るべき方策としては、社外取締役の員数を増やしたり、社外取締役の質や多様性を向上させることが考えられ、社外取締役を置かないという選択肢の検討を継続することは、機会と時間の損失になる可能性がある。

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第25条（以下「検討条項」という。）は、「社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」としている。上記の指摘のほか、当部会においては、この検討条項の趣旨は、会社法第327条の2の規律によっても社外取締役の導入が進まなければ、その義務付けを検討するというものであり、現在の上場会社における社外取締役の選任状況を踏まえると、社外取締役を置くことを義務付けるものとすることは、検討条項の趣旨に照らしても疑問であるという指摘がされている。他方で、検討条項に基づき、現在の上場会社における社外取締役の選任状況等を勘案すると、会社法において社外取締役の選任を義務付けるべき状況になったと評価することができるという見方もあり得ると考えられる。すなわち、例えば、改正法に関する検討に当たって設置された法制審議会会社法制部会において、社外取締役の選任の義務付けに反対する意見の主な理由として、社外取締役を選任するだけで取締役会の監督機能が高まるとは限らないという指摘、社外監査役に加え社外取締役を選任することには重複感や

負担感があるという指摘，社外取締役となる人材の不足が懸念されるという指摘等がされていた。しかし，試案に係るパブリックコメントにおいては，現在の選任比率まで上場会社における社外取締役の選任が進んだことなどに照らすと，社外取締役の有用性は一般的に広く認知されており，また，社外取締役の選任を義務付けた場合における負担等の観点からも，これを義務付けることに大きな問題はないという指摘がされており，社外取締役の選任の義務付けに反対する意見の理由の一部は，現在は，妥当しなくなると評価することができるとも考えられる。

- 3 国内外の実証研究には，社外取締役を選任又は増員した会社がその後の業績を改善する傾向にあることを示唆するものがある一方で，当部会において行われた参考人によるプレゼンテーションにおいては，実証分析の性質や分析対象期間の十分性の観点から分析結果として示すことができる内容には一定の限界があるという前提の下で，平成27年5月の改正法の施行及び同年6月のコーポレートガバナンス・コードの適用開始の前後における社外取締役の選任状況の変化が上場会社の業績等に与えた影響としては，東京証券取引所市場第二部の上場会社について株式市場における評価を低下させた可能性が見られたほかには，特に有意なものが見られなかったという分析結果が示された。

他方で，当部会及び試案に係るパブリックコメントにおいては，機関投資家から，上場会社等は，社外取締役を置かなければならないものとするべきであるという意見が述べられている。また，実証研究に伴う限界から，社外取締役の選任の義務付けが企業価値の向上に寄与するか否かについて確証が得られることは期待しづらい面がある一方で，社外取締役を一人も置かない場合には，経営が独善に陥ったり，経営陣が保身に走るといった危険に対して何らかの予防や強制のメカニズムを備えているのかについて，株主が疑念を抱くことも理解することができる面があり，これらを重視すれば，上場会社等においては少なくとも一人以上の社外取締役を置くべきであるとも考えられる。

- 4 上記のように，上場会社等は社外取締役を置かなければならないものとするべきかどうかについては意見が分かれているが，試案に係るパブリックコメントの状況等を踏まえると，社外取締役を置かなければならないものとするとも考えられる。また，上場会社における社外取締役の選任状況等に関する最新の情報も更新された。そこで，本文では，上場会社等は，社外取締役を置かなければならないものとするについて改めて論点として掲げている。

### 第3 取締役等の欠格条項の削除に伴う規律の整備

会社法制（企業統治等関係）部会資料| 2 2 | の1，2のような規定を設けるものとするので，どうか。

[ 参考 会社法制（企業統治等関係）部会資料| 2 2 | 1，2 ]

#### 1 就任承諾について

成年被後見人等の取締役，監査役，執行役，清算人，設立時取締役又は設立時監査役（以下「取締役等」という。）への就任に関して，次のような規定を設けるものとするについて，どのように考えるか。

- (1) 成年被後見人が取締役等に就任するには，成年被後見人が本人の同意を得た上で，就任

の承諾をしなければならないものとする。

(2) 被保佐人が取締役等に就するには、その保佐人の同意を得なければならないものとする。

## 2 職務の執行の取消しの可否

成年被後見人等が取締役等としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする規定を設けるものとする。どうか。

(補足説明)

1 当部会においては、部会資料22の1及び2のような規定を設けるものとするについては、これに賛成する意見が複数あり、特にこれに反対する意見はなかった。

そこで、本文においては、部会資料22の1及び2のような規定を設けるものとするを提案している。

2 欠格条項を削除する場合には、取締役等がその在任中に保佐開始の審判を受けたとしても、取締役等が保佐開始の審判を受けたことは取締役等の終任事由とならない(民法第653条参照)ことから、当該取締役等が当然にその地位を失うことはないこととなる。そのため、当部会においては、被保佐人の取締役等としての適格性という観点及び被保佐人本人の保護という観点から、保佐開始の審判を受けたことを取締役等の終任事由とする旨の規定や、取締役等が保佐開始の審判を受けたときは、保佐人の同意を得なければ、その地位を失う旨の規定を設けることを検討すべきであるという意見もあった。

しかし、民法において、後見開始の審判を受けたこととは異なり、保佐開始の審判を受けたことは委任の終了事由とされておらず、委任契約の締結後に受任者が保佐開始の審判を受けたとしても、委任契約は終了せず、受任者は、保佐人の同意を得なくとも、事務処理を継続することができることとされていることを考慮すると、保佐開始の審判を受けたことを取締役等の終任事由とする旨の規定等を新たに設けることの必要性や許容性については、慎重に検討する必要があると考えられる。

そもそも、保佐開始の審判を受けたことを取締役等の終任事由とする旨の規定等を設けないものとするとしても、取締役等が在任中に保佐開始の審判を受けた場合においては、取締役等に就任したときは行為能力に問題がなかった以上、取締役等への就任の効力は確定的に生じており、その後に保佐開始の審判を受けたとしても、就任承諾を取り消すことはできないため、取締役等への就任承諾が取り消されることによって当該取締役等が既に行った職務執行の効力が覆されることはない。また、部会資料22の2のような規定を設けるものとするれば、保佐開始の審判を受けた後に被保佐人が取締役等としてした行為についても、行為能力の制限によっては取り消すことができないこととなるため、個々の職務執行の効力が行為能力の制限を理由に事後的に覆されることもない。したがって、取締役等が在任中に保佐開始の審判を受けた後、引き続き取締役等としての地位にとどまり、職務執行を行ったとしても、部会資料22の2のような規定を設けるものとするれば、取引の安全に対する影響はさほど大きいものとはならないと考えられる。

また、保佐開始の審判を受けたことを取締役等の終任事由とする旨の規定等を設けないものとするとしても、取締役等は、いつでも辞任することができ(会社法第330条、民法第

651条第2項),取締役等が心身の故障により客観的に職務遂行に支障を来すような状態になった場合には,民法第651条第2項にいう「やむを得ない事由」に該当すると解され,辞任した取締役等は,会社に対し,損害賠償義務を負わないと考えられるため,被保佐人となった取締役等の保護に欠けるところはないと考えられる。

さらに,取締役等は,いつでも,株主総会の決議によって解任することができる(会社法第339条第1項)。そして,取締役は,善管注意義務の一内容として,他の取締役の業務執行を監視する義務を負っていると解されるので,後見開始や保佐開始の審判の有無にかかわらず,必要に応じて他の取締役の心身の状態を把握し,特定の取締役が心身の故障により客観的に職務の執行に支障を来すような状態になったことを知った場合には,心身の故障がある取締役の解任のため株主総会を招集したり,一時取締役の選任の申立てをしたり(会社法第346条第2項),監査役に報告する(同法第357条)などの措置を講ずることが求められると考えられる。これらの方法によって,取締役や株主は,保佐開始の審判を受けた取締役等がその地位に留まることの当否を改めて判断することが可能である。

以上のことから,本文においては,保佐開始の審判を受けたことを取締役等の終任事由とする旨の規定等は設けないものとすることを提案している。